

**特定収入に該当しない寄附金に係る確認
(公益法人が納付する消費税関連)
～申請の手引き～**



内閣府 / 都道府県

この手引きは、平成 26 年 3 月 11 日現在のものです。
使用に際しては、下記にて最新版の有無を御確認ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

I はじめに～手引きの読み方～

この手引きは、消費税の申告に当たり、公益団体・財団法人が募集する寄附金に関し、その全額の使途が課税仕入れ等以外に限定されていることについて、行政庁の確認を受けるために必要な申請作業や、確認を受けた後に必要な対応等を御案内しています。

手引きをお読みいただく際の、全体の流れは以下のとおりです。

特定収入に係る仕入税額控除の特例計算の内容と対象となる寄附金の要件について御確認ください。

- ⇒ 消費税の特例計算の概要について (P. 2)
- ⇒ 対象となる寄附金の要件について (P. 2～P. 3)



確認申請から実施報告までの流れについて御確認ください。

- ⇒ 確認申請から実施報告までの流れについて (P. 4)



確認後は寄附金の使途等について制約が生じ、場合によっては認定法上の報告徴収等の対象になりますので、確認に当たっての留意事項をよく御確認ください。

- ⇒ 確認に当たっての留意事項について (P. 5)



確認申請の方法を御確認の上、申請してください。

- ⇒ 確認申請の方法について (P. 6)



確認後の対応について御確認ください。

- ⇒ 確認後の対応について (P. 9)
- ⇒ 行政庁への実施報告について (P. 10)

疑問が生じやすいポイントについては、Q&Aを掲載していますので、そちらも併せて御参照ください。

- ⇒ Q&Aについて (P. 11～P. 12)

II 消費税の特例計算の概要と対象となる寄附金

1. 特定収入に係る仕入税額控除の特例計算について

公益社団・財団法人が課税仕入れ等を行った場合における仕入控除税額は、通常の計算に基づく仕入れ税額から、特定収入※により賄われた課税仕入れ等の税額を控除した残額に相当する金額とされています（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第 4 項）。

※ 「特定収入」とは、資産の譲渡等の対価以外の収入をいい、例えば、租税、補助金、交付金、寄附金、出資に対する配当金、保険金、損害賠償金等をいいます（消費税法基本通達 16-2-1）。

$$\text{納付税額} = \boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準額} \\ \text{に対する税額} \end{array}} - \left(\boxed{\begin{array}{c} \text{課税仕入れ} \\ \text{等の税額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{特定収入に係る課} \\ \text{税仕入れ等の税額} \end{array}} \right)$$

2. 制度改正の内容について

これまで、課税仕入れ等以外に用途を限定して募集した寄附金であったとしても特定収入に該当するため、上述した調整計算に基づき納付税額を計算していました。

今回、消費税法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 167 号）により、募集要綱等（行政庁の確認を受けたものに限る。）においてその全額の用途が課税仕入れ等以外に限定されているものについては特定収入から除外することとされました（消費税法施行令第 75 条第 1 項第 6 号ハ）。

※ 平成 26 年 4 月 1 日以後に募集される寄附金について適用されます。

3. 確認の対象となる寄附金の要件について

行政庁の確認を受けるためには、次の要件を満たすことが必要です。

(1) 寄附金を募集する主体が公益法人であること

行政庁へ申請を行う時点において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 2 条第 3 号に規定する公益法人であることが必要です。



(2) 寄附金が特定の活動に係る特定支出のためにのみ使用されること。

当該寄附金が、特定の活動に係る特定支出（次に掲げる支出以外の支出）のためにのみ使用されることが必要です。

※ 実際の収入金額が当初予定していた寄附金額を超える場合、当該超えた部分の金額も特定の活動に係る特定支出のために使用される必要があります。

- ① 課税仕入れに係る支払対価の額に係る支出
- ② 課税貨物の引取価額に係る支出
- ③ 借入金等の返済金又は償還金に係る支出

特定支出の具体例 … 支払助成金、支払寄附金

「特定の活動」について

- 「特定の活動」とは、活動の内容及び時期が具体的であることを意味します。
- 法人の実績等に比して実現の見込みが低い事業は対象になりません。
- 公益認定等ガイドラインP.23(4)の記載*にかかわらず、募集する寄附金の一部であっても募集経費又は管理費(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第13条第2項第3号)に充てられる場合は、「特定の活動のために」募集されるという要件を満たしません。

※「公益目的事業のみを実施する法人は、寄附金を受けた財産や公益目的事業に係る活動の対価として得た財産のうち、適正な範囲内の管理費相当額については、公益目的事業財産には含まれないものと整理することができる。」

(3) 寄附金が期間を限定して募集されること

寄附金が、期間を限定して募集されることが必要です。

活動時期が単年度である必要はありませんが、寄附金の募集を開始してから当該寄附金を全額支出するまでに多年を要する事業は、実現可能性などの観点で適切かどうか判断します。

(4) 寄附金が他の資金と明確に区分して管理されること

当該寄附金が、他の資金と明確に区分して管理されることが必要です。具体的には、①当該寄附金の専用口座において、②会計上は指定正味財産として計上し、特定資産として管理されることが必要です。

(5) 寄附金を受け入れる前に行政庁の確認を受けること

当該寄附金を受け入れる前に、要件について行政庁の確認を受けることが必要です。

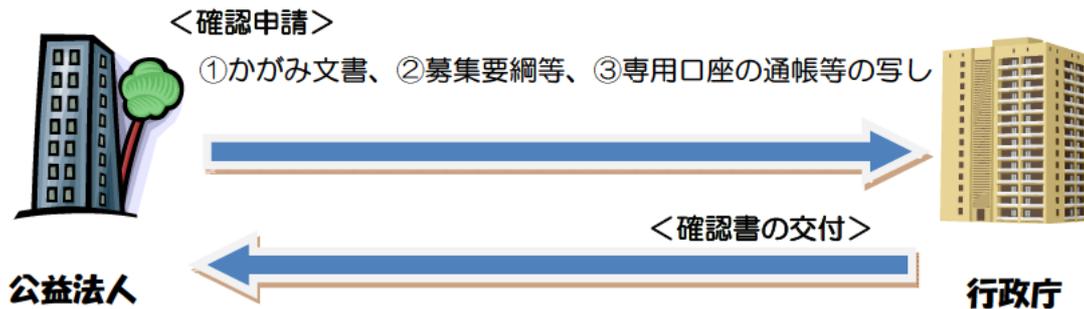
※ 平成26年4月1日以降に募集を開始する寄附金が対象です。改正規定が施行される同年1月1日以降、行政庁への確認申請を行うことができます。

III 確認申請から実施報告までの流れ

1. 確認申請（詳細はP. 6 参照）

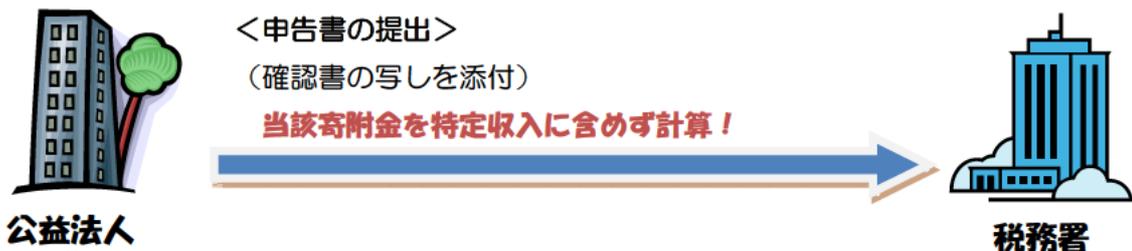
寄附金が消費税法施行令で定める要件を満たすことにつき確認を受けるためには、公益認定を受けた行政庁に申請を行う必要があります。

申請に基づき、行政庁において要件を満たしていると判断した場合、行政庁は確認書を交付するとともに、確認の内容を公表します。確認の対象は募集要綱等であるため、当該要綱等に基づき募集される寄附金である限り、年度を超えても改めて確認申請を行う必要はありません。



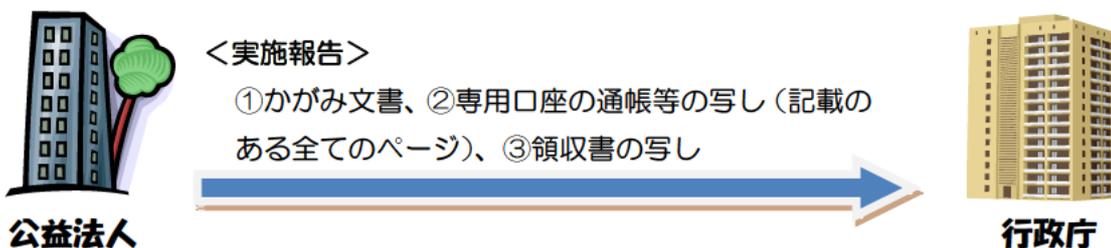
2. 税務署への申告書の提出

行政庁の確認を受けた募集要綱等により募集を開始した後、消費税法の規定に基づいて税務署へ申告書を提出する際には、当該募集要綱等に基づき募集される寄附金収入を特定収入に含めず仕入控除税額を計算することとなります。申告書の提出の際には、行政庁から交付された確認書の写しを添付してください。



3. 行政庁への実施報告（詳細はP. 10 参照）

募集要綱等で定めた事業を実施した事業年度終了後、速やかに行政庁に対し、実施報告書を提出する必要があります。実施が複数年度に及び場合は、すべての事業年度ごとに報告が必要です。（※）2. と3. の順番は前後することがあります。



IV 確認に当たっての留意事項

！ 確認後、確認内容と異なる事実が生じた場合

例えば、行政庁の確認を受けた寄附金を、

- ▲ 特定支出以外の支出に使用していた
- ▲ 管理費に使用していた
- ▲ 他の資金と同じ口座で管理していた

場合は、実施報告等を通じて行政庁がその事実を把握します。



◆ その態様に応じ、認定法上の報告徴収等の対象となりえます！

- 確認を受けた寄附金を特定支出以外の支出又は管理費に使用していた場合、寄附の募集に関する禁止行為として「寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為」と定める認定法第 17 条第 3 号の規定との関係が問題となる可能性があります。
- また、財産管理の適正性が疑われることから、認定基準のうち「経理的基礎」（同法第 5 条第 2 号）を有しているかどうか疑義が生じる可能性があります。



- 上記のような認定法の規定に抵触するおそれのある事実を行政庁が把握した場合、行政庁は必要に応じ、報告徴収等を行う可能性があります。
- また、このような法人から再び確認申請があった場合、行政庁は、以前、確認内容と異なる事実が生じた理由やその後の対応状況等の説明を求めた上で、要件該当性を判断することとなります。



V 確認申請の方法

1. 公益法人 information を通じた電子申請

既に、移行認定申請・公益認定申請等で公益法人 information を御利用いただいていることを前提に、ここでは関係作業と「電子申請の手引き」（基本作業編）の該当ページを紹介し
ます。

- ① 公益法人 information へのログイン：P26
- ② 申請書類の作成：P35（手続名は「特定収入に該当しない寄附金に係る確認申請」）

この手引きでは、以下の画面以降の作業内容について、御案内しています。

The screenshot shows the '公益法人 information' website interface. On the left sidebar, the '個別操作ボタン' (Individual Operation Buttons) section has '申請書類の作成' (Create Application Documents) highlighted with a red arrow. The main content area shows a confirmation screen for the application process, with a table of details.

No.	Z-50
手続名	特定収入に該当しない寄附金に係る確認
手続概要	消費税の特定収入に該当しない寄附金に係る確認申請
手続根拠	消費税法施行令(昭和六十三年十二月三十日政令第360号)第七十五条第一項第五号ハ
手続詳細	公益法人が募集する寄附金のうち、その全額の使途が課税仕入れ等以外に限定されていることについて、行政庁の確認を受けるために必要な申請手続です。
提出時期	平成26年1月1日から
備考	

⇒ 「申請書類の作成」をクリックして、作業を開始します。

2. 必要書類のダウンロード

ここで、申請様式をダウンロードしてください。

The screenshot shows the '申請書類もくじ' (Application Document Table of Contents) page. A red box highlights the 'ダウンロード様式' (Download Form) link, with a red arrow pointing to it. The table lists application documents and their online attachment settings.

申請書類名	オンライン添付設定	別送あり (郵送等 あれば手 入力して ください)
申請様式 <ダウンロード様式> ④ 【法人名を記入】申請様式.doc	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
募集要綱等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
専用口座の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(3) 申請様式の作成

ここでは、法人名称等の基本情報とともに、寄附金を使用する特定の活動の内容と実施時期等について記入いただきます。以下の赤字箇所が、記入いただく必要のある項目です。

<p>(行政庁名) (総理名 or 知事名) 殿</p> <p>申請年月日 年 月 日</p> <p>法人の名称 (法人名) 代表者の氏名 (代表者氏名)</p> <p>特定収入に該当しない寄附金に係る確認申請書</p> <p>このたび、消費税法施行令第七十五条第一項第六号に規定する要件を満たしていることについて、寄附金の募集に係る文書において明らかにしていることの確認を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1. 特定の活動の内容と実施時期</p> <p>2. 特定支出のためにのみ使用すること</p> <p>この寄附金は、消費税法施行令第七十五条第一項第六号に規定する特定支出である〇〇〇のためにのみ使用します。</p> <p>3. 募集を行う期間</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 から 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで</p> <p>4. 確認後に遵守する事項</p> <p>(1) 受け入れた寄附金の管理</p> <p>この寄附金は、下記の専用口座への銀行振込により募集し、指定正味財産として区分して特定資産として管理します。</p> <p>専用口座：〇〇銀行 〇〇支店 口座名：〇〇〇〇〇 口座番号：〇〇〇〇〇</p>	<p>(2) 支出先の領収書について</p> <p>この寄附金を使用したときは、支出先からの領収書を保存します。</p> <p>(3) 実施報告について</p> <p>この寄附金を使用して特定の活動を実施する事業年度が終了したときは、すみやかに専用口座の通帳等の写し及び領収書の写しを添付した上で実施報告書を提出します。実施が複数年度に及ぶ場合は、すべての事業年度ごとに実施報告を行います。</p> <p>5. 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none">■ 募集要綱等■ 専用口座の通帳等の写し <p>以上</p> <p>黒塗りでアエック</p>
---	--

添付する募集要綱等について

申請様式に添付する募集要綱等については、法人において普段使用している様式で構いません（ひな型はお示ししません）が、以下の事項について記載が必要です。

- 募集を行う法人名 ● 募集責任者 ● 募集目標額
 - 寄附金を募集する目的及び使途内容…特定の活動の内容、その実施時期、及び寄附金を特定支出にのみ使用することを明確に記載してください。
 - 寄附金の募集を行う期間
 - 寄附金の受入方法…専用口座の銀行名等、預金種類、口座番号、名義人等を記載してください。
 - 受け入れた寄附金の管理方法…専用口座で残高を管理し、指定正味財産に区分して特定資産として管理する旨を記載してください。
- ※ 募集する寄附金により募集経費を賄うこととなっている場合、特定の活動に係る特定支出にのみに使用される寄附金に該当しないことから、確認を受けることができませんので御留意ください。

(4) 申請する

作成した申請様式、募集要綱等、専用口座の通帳等の写しをそれぞれ所定の欄にアップロードしてください。

※ アップロード方法は、「電子申請の手引き」(基本作業編) P41 を御参照ください。

※ 電子申請での提出方法は、「電子申請の手引き」(基本作業編)の P50 を御参照ください。



VI 確認後の対応（～実施報告まで）

1. 確認書の交付と募集の開始

確認申請後、行政庁は要件を満たしていることについて確認を行い、確認書を法人に交付します。当該確認書の交付を受けた法人は、寄附金の募集を開始することができます。行政庁の確認を受けた募集要綱等により、募集を行ってください。

※ 法人が税務署へ消費税に係る申告を行う際には確認書の写しを添付してください。当該確認書は、確認を受けた募集要綱等に基づく寄附金収入を含む申告書を最後に税務署に提出した課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、保存してください。

2. 寄附金の管理

行政庁の確認を受けた募集要綱等に則って受け入れた寄附金は、専用口座において管理し、当該要綱等で定めた用途以外に引き出さないなど、適切に管理してください。

受け入れた寄附金を支出するときには、支出先から領収書を徴求するとともに、その領収書とその支出した課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、保存してください。

※ 専用口座の通帳等の写し（記載のある全てのページ）及び領収書の写しを、行政庁への実施報告の際に添付していただきます。

3. 税務署への申告

行政庁の確認を受けた募集要綱等に則って受け入れた寄附金については、税務署へ消費税に係る申告書を提出する際に、特定収入に含めず計算を行うことができます。申告書には、行政庁から交付を受けた確認書の写しを添付してください。

4. 用途の変更について

行政庁の確認を受けて募集を開始した後は、原則として寄附金の用途を変更することはできません。しかし、特定支出の範囲の中で用途を変更し、行政庁の確認を受けるための要件（P. 2～P. 3）を満たすことができる場合には、再度、行政庁に用途変更の確認申請を行い、確認を経た場合に限り、当初確認を受けた用途と異なる用途に当該寄附金（既に受け入れた寄附金を含む）を使用することができます。

しかしながら、この場合、寄附者の意図に配慮が必要であり、寄附者を誤認させるような行為は認定法等の規定に照らして問題が生じるおそれがありますので御留意ください。

VII 行政庁への実施報告の方法

1. 必要書類のダウンロード

P. 6に記載している必要書類のダウンロードの方法に沿って、実施報告様式をダウンロードしてください。手順名は「特定収入に該当しない寄附金に係る実施報告」です。

2. 実施報告様式の作成

ここでは、寄附金受入額等について記入いただきます。以下の赤字箇所が、記入いただく必要のある項目です。

(行政庁名)
(総理名 or 知事名) 殿

実施報告年月日 年 月 日

法人の名称 (法人名)
代表者の氏名 (代表者氏名)

特定収入に該当しない寄附金を充てた事業の実施報告

このたび、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで確認された特定収入に該当しない寄附金につきまして、当該寄附金を充てた事業の平成〇〇年度の実施状況を報告するため、必要書類を添えて下記のとおり報告します。

報告内容に応じ選択

1. 平成〇〇年度寄附金受入額 円 (累計 円)

2. 平成〇〇年度寄附金支出額 〇〇〇～の支出 円 (累計 円)

3. 添付書類

- 専用口座の写し
- 支出先の領収書

過年度の累計額がある場合は記載してください。

3. 実施報告を行う

作成した実施報告様式、専用口座の通帳等の写し及び支出先の領収書の写しをそれぞれ所定の欄にアップロードしてください。(アップロード方法等は、P. 8を御参照ください。)

VIII Q & A

Q1 毎年、課税売上高が 1,000 万円以下で消費税の免税事業者に該当しますが、行政庁の確認対象となりますか？

A1 免税事業者となっている課税期間は消費税が課税されず、消費税の確定申告を行う必要がありませんので、原則として行政庁の確認対象となりません。

ただし、課税事業者を選択する場合であって、簡易課税制度の適用を受けない場合には、行政庁の確認を受けることで仕入控除税額に影響を及ぼす可能性があります。

Q2 消費税の簡易課税制度の適用を受けていますが、行政庁の確認を受ける必要はありますか？

A2 簡易課税制度の適用を受けている課税事業者は、特定収入に係る調整計算を行う必要がありませんので、行政庁の確認を受ける必要はありません。

Q3 管理費として給与等に使用するための寄附金は確認の要件を満たしますか？また、法人の運営に必要な事務所等の建設費用に充てるための寄附金についてはどうですか？

A3 管理費※としての給与等に使用するための寄附金は、「特定の活動」としての事業に充てるものではありませんので、確認の要件を満たしません。

※ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成 19 年内閣府令第 68 号) 第 13 条第 2 項第 3 号の「管理費」、すなわち、「公益法人会計基準」の運用指針(平成 20 年 4 月(平成 21 年 10 月改正)内閣府公益認定等委員会)の「12.(2) 正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領」における「管理費」をいいます。

また、法人の運営に必要な事務所等の建設費用に使用するための寄附金は、「特定の活動」としての事業に充てるものではありませんので、確認の要件を満たしません。

Q4 毎年度実施している事業に使用するための寄附金は確認の要件を満たしませんか？

A4 確認の要件として、寄附金が期間を限定して募集されることが必要ですが、毎年度実施している事業に使用することのみをもって、要件を満たさないと判断されるものではありません。寄附金の募集期間が一定期間に限定されている場合には、確認の要件を満たす可能性があります。

Q5 公益目的事業に充てるための寄附金でないと要件を満たしませんか？

A5 寄附金が公益目的事業に使用されるかどうかは、確認の要件に直接関係ありませんが、管理費に使用される場合は、「特定の活動のために」募集されるという要件を満たしませんので御注意ください。

Q6 行政庁の確認を受けた後に寄附金の使途を変更する必要がある場合はどうすれば良いですか？

A6 行政庁の確認を受けて募集を開始した後は、原則として寄附金の使途を変更することはできません。しかし、特定支出の範囲内で使途を変更した場合等、行政庁の確認を受けるための要件を満たすことができる場合には、行政庁に使途変更の確認申請を行い、確認を経た場合に限り、当初確認を受けた使途と異なる使途に当該寄附金（既に受け入れた寄附金を含む）を使用することができます。

しかしながら、この場合、寄附者の意図に配慮が必要であり、寄附者を誤認させるような行為は認定法等の規定に照らして問題が生じるおそれがありますので御留意ください。

なお、行政庁の確認を経ないで異なる使途に充てていた場合には、認定法上の報告徴収等の対象となる可能性がありますので御注意ください（P. 5参照）。

Q7 行政庁の確認を受けた内容どおりに寄附金を使っていない場合、どうなりますか？

A7 行政庁の確認を受けた寄附金について、当該確認内容と異なる使用状況が判明した場合、認定法上の報告徴収等の対象となる可能性があります。また、このような法人から再び確認申請があった場合、行政庁は、以前、確認内容と異なる事実が生じた理由やその後の対応状況等の説明を求めた上で、要件該当性を判断することとなります（P. 5参照）。

なお、実際の収入金額が当初予定していた寄附金額を超える場合、当該超えた部分の金額も特定の活動に係る特定支出のために使用される必要があります。

Q8 認定法上の変更認定等が必要な事業を新たに実施したいのですが、特定収入から除く寄附金に係る行政庁の確認を受ければ、変更認定等は必要ありませんか？

A8 特定収入に該当しない寄附金に係る確認とは別に、認定法上の変更認定等の手続が必要です。認定法上の変更認定等が必要な事業を新たに実施する場合は、消費税法施行令に規定する行政庁の確認を受けるための申請を行う前に、必要な手続を経てください。

